

○東成瀬村滞在型観光誘客促進事業補助金交付要綱

平成31年3月20日

告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、本村への滞在型観光客の誘客を促進し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、観光やスポーツ・文化合宿等を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東成瀬村補助金等の適正化に関する規則(平成28年規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ・文化合宿等 スポーツ合宿、文化合宿、勉強合宿、研修会、練習試合、宿泊研修等（以下「合宿等」という。）
- (2) 団体 小学生以上の複数の者で構成する部、クラブ、サークル等をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 合宿等を実施する団体
- (2) 観光や登山等を実施する団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、村長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 村内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 3人以上の団体で、延べ宿泊数（宿泊した人数に宿泊日数を乗じた数）が5泊以上であること。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了する事業であること。

(補助対象除外事業)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 主に営利を目的とした事業

ただし、旅行業の登録を受けた事業者が実施する村内の宿泊施設にて宿泊を伴う旅行商品は対象とする。

- (2) 宗教的又は政治的活動を目的とした事業
- (3) 村が行うその他の助成金等を活用した事業
- (4) 各種大会への参加を目的とした事業
- (5) その他村長が不相当と認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費は宿泊費とし、補助金の額は1人1泊2,000円で、1事業当たりの補助限度額は150,000円とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- (1) 東成瀬村滞在型観光誘客促進事業補助金交付申請兼実績報告兼請求書(様式第1号)
- (2) 宿泊証明書(様式第2号)
- (3) 宿泊者名簿

2 補助対象者は、委任状(様式第3号)を宿泊施設に提出することで、補助金の請求及び受領に関する手続きを委任することができる。

3 宿泊施設は、前項の規定により委任状の提出があったときは、当該宿泊施設に係る宿泊費から補助対象となる金額を差し引いて補助事業者に請求するものとする。

(交付決定及び交付)

第8条 村長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、速やかに交付を決定しなければならない。

2 村長は、交付を決定したときは、当該決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 ジュネス栗駒エリア活性化事業実施要綱(平成28年告示第106号)は廃止する。